

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第16回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成14年2月8日（金）16：30～17：45
2. 場所：総合規制改革会議事務室大会議室
3. 出席者：
（委員）宮内義彦議長、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、八田達夫、森稔、米澤明憲の各委員
（政府）石原規制改革担当大臣、熊代副大臣
（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、中城審議官、竹内審議官、磯部審議官、宮川事務室長、長屋事務室次長、田中参事官、松山参事官、二川参事官、松葉参事官
4. 議事次第
 - （1）当面のスケジュール
 - （2）「規制改革推進3か年計画」の進捗状況
 - （3）規制改革に対する意見・要望への対応状況
 - （4）その他

5. 議事

○宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまから第16回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

先月に、事務局がこの庁舎に移転してまいりましたが、今後は全体会議、ワーキンググループもこの建物で開催することとなりますので、よろしく願いいたします。この庁舎は、かつて第二次臨調とか国鉄再建管理委員会が入っていた改革ビルだということでございますので、伝統のビルでございます。

本日はお忙しい中、石原大臣、そして御就任されました熊代副大臣に御出席をいただいております。委員の中では飯田代理と神田、高原、八代、村山各委員は御都合で御出席ができません。

それでは、議事に先立ちまして石原大臣と熊代副大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○石原大臣 本年最初の会合でございますので、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

ただいま宮内議長からお話ございましたように、こちらのビルがパーマネントな総合規制改革会議のオフィスということになりまして、また私も実はここは記者時代に国鉄再建管理委員会がございまして、2年半ぐらい取材に通ったビルでございます。当時とちっとも変わらなくて改革ビルですけれども、もうすぐ解体ビルになるのではないかと思いますけれども、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

昨年は皆様方のお陰で年末に答申をいただきまして、政府といたしましても最大限尊重するというような閣議決定を行うことができました。現在もできるものからどんどんやろうという立場で臨んでおりまして、今国会ではマンションの建て替えの円滑化に関する法律案や土壌汚染対策法案など、関連法案の提出に全力で取り組ませていただいておりますし、先日も関係省庁が複数あります、いわゆる港湾のワンストップ作業、ワンストップサービスについても平成15年度の来年度ですけれども、できる限り早い時期、夏までにはということで各局長さんに集まっていただいて話が取りまとまったところでございます。今年は、いただきました御提言というものを速やかに実現していくという1年になるのではないかと。そういう意味で、皆様には一層の御尽力をお願い申し上げたいと思いますし、私も与党の側にありまして規制改革や行政改革を進めてこられた、これからごあいさつをいただきます熊代新副大臣と共に、引き続きまして規制改革の推進に精一杯頑張っていきたいと思います所存でございますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、引き続き熊代副大臣からごあいさついただきます。

○熊代副大臣 大臣からも御紹介いただきました副大臣を1月8日に拝命いたしました熊代でございます。

1月22日には総理大臣補佐官という大変立派なお名前をいただきましたが、すべて補佐するわけではございませんで、行政改革だけを補佐するという形にしていただきますと、石原大臣のことで全面的に補佐できるということでございますので、そういう辞令をいただきました。党の方では事務局長をさせていただいておりましたけれども、昔、総務庁の政務次官をやっております、宮内会長、鈴木先生にもお世話になりました返り新参でございますのでよろしくお願い申し上げます。

余談を申し上げて恐縮でございますが、先日のニューヨークにおけますダボス会議に出てまいりましたら、アメリカは景気回復した。ヨーロッパもそろそろ大丈夫、アジアもそろそろいいのではないかと。日本だけが心配だ。しかも決定が遅いと言われてまして、底力から見れば何くそ、そんなことはないと思いましたが、決定が遅いというのはそのとおりかもしれないということでございますが、規制改革が経済の活性化にもものすごい役割を果たすということは間違いないことですので、先生方、本当に御苦労の多いお役目でございますけれどもよろしく御指導御鞭撻のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。本日は、年度内のスケジュールにつきましてまず事務局から御説明をいただきまして、その後、昨年3月に策定いたしました規制改革推進3か年計画のフォローアップ状況と、内外からの意見要望への各省の対応状況につきまして説明聴取と質疑を行いたいと思います。それでは、まず事

務局からスケジュールの説明をお願い申し上げたいと思います。

○宮川室長 事務室長の宮川でございます。1月25日付で着任させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料1をごらんになっていただければと存じます。当面のスケジュールということでございまして、1番上の段に書いてございます規制改革会議日程というのと計画改定作業、フォローアップ等という3つがございます。当面、3月まで私どもで作業をさせていただきますのは、このうちの右2つの計画改定作業、それからフォローアップということになろうかと思えます。

まず計画改定作業ということでございますけれども、これは毎年つくっております3か年計画、去年、実は一番新しいものをつくったわけでございますが、これを改定する作業がございまして、特に12月に答申を出していただきました内容をここに盛り込むという作業が1つございます。

それからもう一つ、フォローアップということでございますけれども、去年の3月に閣議決定いたしました計画に基づきまして、これは13年度、14年度、それぞれ各省庁でどのようなことをやるのかという自己申告をしていただいているわけでございますが、特に13年度につきましてはどの程度やっているのかといった辺りのフォローアップ調査というものを今やっております、この結果は今日、御報告をさせていただきたいと思っております。この2つの作業を同時並行で今やっております、また戻りますけれども、計画改定作業の方は案文の改定、特に答申の盛り込みを今、作業中でございますが、やらせていただいています。それで、2月の中旬に各省に照会をいたしまして各省の調整を得まして、大体3月の中旬にはまとまるかなということでございますが、このまとまる前に一度、計画改定状況ということで、3月の中旬に本会議にお諮りをしたいと思っております。

その後、3月中旬、与党の手續を得まして閣議決定を3月末に行いたいと考えております。4月の頭に、この件についての報告ということでまた本会議を開かせていただければと考えているところでございます。

なお、フォローアップでございますけれども、これに並行いたしまして大体2月の中旬ぐらいまでに各省と調整を終えまして、一部措置をするという話がきているものにつきましては3か年計画の方に溶け込ませをさせていただこうと思っているところでございます。なお、全体、できるできないも含めまして年度末までに調整いたしまして、また別の分厚い資料ということで、公表資料ということで4月の頭に公表するという段取りになっております。

なお、ちょっとまた戻りますけれども、規制改革会議それ自体につきましては今日、今申し上げたフォローアップのところを中心に御説明をさせていただき、3月にはこの改定作業の御報告と、それから新年度の課題につきまして次回フリートーキングをしていただくかと思っております。

なお、4月の頭には閣議決定の報告と合わせ、新年度どういった運営をするかというの

を大体決めていただきまして、4月の次年度の運営に入っていくと、こういうのが当面のスケジュールでございます。

次に、先ほど申し上げました一次答申の盛り込みでございますけれども、作業方針について簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。お手元に3か年計画を配らせていただいたのですが、非常に微に入り細に入りというものでございまして、おおむね前回の3か年計画のものを生かして考えております。

ただ、一次答申の盛り込みもございまして、特に去年の一次答申を12月に出していただきましたけれども、このうち具体的施策の部分につきましては今回13年度に重点計画事項ということで新たに章を設けまして、具体的施策もこちらの方に盛り込んでいるということもまず大きな柱にさせていただきたいと思えます。

なお、個別のところでございますけれども、3か年計画をぺらぺらと見ていただきますと、個別の分野につきましてはそれぞれ総論と各論ということで、各論のところは短冊形式で表になっているわけでございますけれども、その総論部分につきましては一次答申の内容に合わせまして若干の修正をして、必要があればその手直しをしていくということでございます。それから短冊の部分、細かいところにつきましては、先ほど申し上げましたように一次答申の部分を具体的に盛り込むことと、それからそのフォローアップ調査でやれると各省庁が言っているものについてはそれを履行していくといった作業になろうかと思えます。当面のスケジュールにつきましては以上でございます。

○宮内議長 どうぞ。

○坂政策統括官 少しだけ補足させていただきますと、フォローアップという方は、要するにこの現行と申しますのは今お手元に規制改革推進3か年計画があるわけですが、基本的にはこれに沿って各省というか、政府がちゃんとやっているかということをチェックするという事です。この規制改革会議のマンデートでいいますと監視というのでしょうか、要はそちらの方をやっているということでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問等あるかと思いますが、今日は後でフリートキングを行っていただく時間を設けておりますので、まず御説明をずっと事務局から聞かせていただくということにさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいまの3か年計画のフォローアップ状況についての御説明を引き続きお願いしたいと思います。当会議はもう言うまでもございせんけれども、現在の3か年計画について政府の実施状況を監視するということも審議事項の重要な一つとなっております。そういうことになっておりますので、フォローアップにつきましては事務局で取りまとめ作業を進めていただいております。本日は、今日までのところでございますけれども、その内容の概略を御説明いただくということです。よろしく願い申し上げます。

○宮川室長 それでは、続きまして御説明させていただきます。今の3か年計画でございますけれども、全体の事項数は730ございまして、このうち何らかの形で13年度措置検討を行うといったものが573ございまして、そのうち、ほぼ大層の部分につきましては既に各

省から返事がきておりまして、やりますというお話がきております。若干まだ調整を要するところもございますけれども、ほぼ全省庁やりますということを書いてきているところがございます。

具体的な事例でございますけれども、そのうちかなり確度の高いものの資料を用意させていただきました。資料2をごらんになっていただければと存じます。簡単に御説明させていただきます。

まず法務省の方でございますけれども、弁護士事務所の法人化というのが出てきております。これは昨年、関係法令を整えまして、従来弁護士につきましてはパートナーシップ方式だけだったわけでございますけれども、これについては法人格を与えるようなことが可能になるような法体制が出てきたわけでございます。

それから金融関係でございます。これにつきましては最初の丸でございますけれども、銀行の信託業務の参入、それから次の証券取引業務に関する認可の廃止といったような件につきましても、既に関係法令の改正によりまして可能となっております。

それから3番目の丸でございますけれども、保険商品の原則届出制への移行、これにつきましても関係の施行規則、ガイドラインの改正によりまして届出制に移行がなされているところでございます。

教育関係でございますけれども、習熟度別学校の導入ということでございまして、これも去年3月の関係法令の改正によりまして、20人程度の少人数の指導が可能となるような計画づくりが行われているということでございまして、これも漸次進んでいるということでございます。

次のページにいきまして、国公立大学の講座の組織編制の柔軟性確保ということでございますけれども、これも関係法令の改正によりまして、従来は法律の下にございます省令で一々個別の講座について決めていたのですけれども、ちょっと硬いのではないかという話もありまして、最近では大学の判断ですべてできるようになったという体制となっております。

それから医療関係でございますけれども、医療機関の第三者評価の充実ということでございまして、特に財団法人日本医療機能評価機構の評価について、この充実を図るということでございます。

2番目のポツでございますけれども、平成18年度末で2,000病院を目標ということでございまして、これに必要な機構への支援を行うというくだりになっております。特に13年度におきましては特定機能病院において3施設、国立病院、療養所において6施設が新たに受審を行うこととしたということが記載されております。

それから次に診断群別包括払い方式の導入でございますけれども、これも13年度から診療内容に関します調査を実施しておりまして、特に急性期入院医療に関する診断群別定額払い方式につきましては、平成13年の4月にこの分類方法や調査事項を見直したということになっております。

それから社会福祉関係でございますけれども、介護支援専門員の在り方ということでございまして、これも厚生労働省の方で勉強を重ねまして、平成14年度から事例集を通じたより高度な専門研修過程の新設を行うということになっております。

次のページでございますけれども、平成14年度よりケアマネジメントリーダーに対しては各都道府県にその養成、それから相談窓口を整備するという予算措置も取られたところでございます。

それから、痴呆性グループホーム等の小規模な介護サービスの推進という点でございます。これにつきましても、従来社会福祉法人のみに限られていたのでもございますが、NPO法人等々についてもオープンにすると、この点についての関係通知が去年の8月に出されたところでございます。

それから、公立保育所の民間委託につきましても、特に保育所の公設民営化につきましては、これも所要の通達が出されてございまして周知徹底がなされた。これも可能に今なっているところでございます。

それから雇用・労働関係でございますけれども、民間職業紹介に関する規制ということで、従来労働条件の明示については紙でやれというような規制がなされておりましたが、これも施行規則の改定によりまして電子メールで職業紹介ができるようになってきております。また、インターネットのみによります職業紹介についても、従来は免責条件の規制があったわけでもございますが、こういった免責基準というものも撤廃がなされたところでございます。

それから次の、円滑な労働移動の支援という点についてでございますけれども、特に事業主の募集・採用における年齢制限撤廃、これについては改正雇用対策法が成立いたしまして努力義務が規定をされております。これに関する指針も10月につくられたということになっております。

次のページに入ります。雇用労働保険制度でございますけれども、これは従来、雇用助成金の支給対象というのが公共職業安定所の関係の紹介案件のみが対象となっていたわけでもございますが、これにつきましては有料・無料のいわゆる民間の職業紹介事業からの雇入れに対しても支給対象としたという点が改正点でございます。

流通関係でございますけれども、化粧品の配合可能成分リスト、これはポジティブリストの見直しということでございまして、これも去年3月、それから6月に改正が行われ、紫外線の吸収剤関係の新薬剤の混入についてもプラスがなされるということが決められたようでもございます。

それから、一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載事項要領、これについてもより簡素化をするということでございまして、今年の3月にその通達がなされるということが記載されております。

それから住宅・土地・公共工事関係で言いますと、市街地再開発事業につきましては施行区域要件について変更が行われた。これは耐火建築物の耐用年限を短縮するという改正

が行われて、実質施行区域が拡大された。これは12月19日に公布し、同日施行されております。

それから、公共工事におきます電子調達の電子化ということでございまして、これはとりあえず10月から一部、直轄事業についてインターネットを活用した電子入札・開札が開始されて、15年度からすべての直轄事業に対してこの電子化が導入されるということが決まっております。

エネルギー関係でございまして。石油政策の見直しということでございまして、これにつきましても関係法令が既に通っております、平時における精製業・設備許可制の需給調整規制が撤廃されたところでございまして。

それから運輸関係でございましてけれども、トラック事業については営業区域制度が廃止された。それから、一般的な貨物運送取扱事業につきましても規制が許可制から登録制に移っております。

また、自動車損害賠償保険制度の政府再保険につきましても、これは昔は義務付けていたわけですが、これも関係法令の成立に伴いましてこの義務付けが義務付けでなくなるということが決まっております。

それから、倉庫業に関する規制につきましても今年の4月から許可制から登録制に改正されるということが決まったところでございまして。ざっと御説明しましたが、以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして内外からの意見要望への各省の対応状況につきまして御説明をお願いいたしますが、昨年の秋に経団連、アメリカ合衆国、EUなどから意見、要望をお聞きしたところでございまして、その他の団体等から提出されたものを含めまして、各省に措置予定の有無等の対応状況を問い合わせました。現在その回答がきておりまして、事務局で取りまとめている最中でございまして、現況までのところを御説明をお願いしたいと思います。

○宮川室長 それにつきましては今、議長が御説明されましたように経団連関係、各種業界団体等々、それからアメリカ、EU、オーストラリア、各外国からも要望がきておりまして、おおむね項目数で申し上げますと3,000弱、2,800ぐらいかと思われましてけれども、今、要望が挙がってきております。これにつきましても、4月にこういった非常に分厚い資料になりますけれども、まとめて公表させていただくということでございます。

現在、全部集まり切っているわけではございませんけれども、ざっくり申し上げまして、このうち代替措置を行うというのが1割程度、それから各省庁で検討しますと言っているのが4割程度、それからやはりなかなか難しいのではないかとといったところが3割程度、その他事実誤認等々がございまして、これが大体2割程度でございまして。それでは、各項目別で代表事例を御説明させていただきたいと思っております。

まず、米国政府の方から電子商取引については是非積極的に促進をしてほしい。特に電

子署名について、これを是非早期に導入してほしいという要望が挙がってきております。これにつきましては、去年の4月に関係法令が成立し施行に至っておりますので、これは措置済みというふうに私ども思っているところでございます。

それから、経団連の方から外国人の研修技能実習制度の見直しということでございまして、外国人の受入れをもうちょっと広目にやってくれという御要望でございます。これにつきましても、平成5年から比べますと業種につきまして3倍程度の増ということでございまして、法務省の方もこれはできるだけ増やしていくということを言っておりますので、これも一応措置済みかなと思っているところでございます。

それから、第二地銀の方から持株制度の報告・届出の対象範囲の縮小と、これについては今国会で独禁法の改正法案が提出される予定となっております。この際にこの報告・届出基準についても見直しを行うということが公取の方からきております。

それから関経連米国政府からの要望でございますけれども、電子メールによる株主総会の召集通知、それからインターネットによります総会における議決権の行使、こういった要望がきております。これにつきましても、先般の臨時国会におきまして商法の一部改正が行われておりまして、4月1日よりこれが可能となったということでございます。

次のページにいきまして、経団連、関経連の方から交通情報提供の民間活用をもっと積極的にしてほしい。これについては警察庁の方からきておりますけれども、去年の6月に関係法令の改正が行われまして、今まで交通情報、主として警察の方で提供していたわけでございますけれども、これに民間事業者が独自に編集、加工できるような高付加価値の情報も提供が可能になったということでございます。

それから、米国政府の方からインターネットサービスプロバイダー等の責任ルールの整備という話がきておりますが、これにつきましても先般の臨時国会におきまして関係の法令が通っておりまして、特にプロバイダーの損害賠償の免責がうたわれておりまして、これは5月中に施行されるということが決まっております。

また、経団連の方から特定無線の設備・端末機器の技術基準、認証業務の競争原理の導入・徹底ということでございますが、これにつきましても昨年の通常国会におきまして関係法令の改正が行われ、公益法人の要件が撤廃をされたということでございまして、既に関係の規定改正も行われていて、いつでもきてくださいという状況になっているということでございます。

次のページにまいりまして、これは先ほど大臣の方からも御説明がございましたけれども、EDIのメッセージの統一と各コードの標準化、これについては日本船主協会の方から話がきておりますけれども、出入国をする際には関係書類の提出の手続についてはオンライン化をしてくれと、これは既に行うことが決まっております。また、一部電子化になじまない携帯品の申告につきましても、遅くとも15年度までにはこれを実現するというところでございます。

次はワンストップの話でございますけれども、これにつきましてもこの間、大臣のところに

関係省庁の局長に集まってお聞きいただき、14年度には通関処理システムと港湾のEDIについては相互運用が可能になっております。それで、15年度にはこの本格的運用が開始されるということが決まっております。

また、経団連の方から出てきておりますけれども、インターネットを活用いたしました遠隔教育の実施という点でございます。これにつきましては通信大学では100%、非通信制の大学については、ほぼ半数の単位まではインターネットによります遠隔教育の単位取得が可能になったということでございます。

それから、連合の方からは認可外保育施設の届出制の導入ということが要望として出てきておりますが、これにつきましても先般の臨時国会におきまして児童福祉法の改正が行われ、今まではやや野放図にされておりました認可外の保育施設についても届出制で法の網にかかるような形でしたということが決まっております。

それから、予防接種の充実ということでございます。これにつきましても先般の臨時国会におきまして予防接種法の改正が行われ、高齢者についてはインフルエンザの予防接種が義務付けられたところでございます。

それから最後のページになりますけれども、アメリカ政府の方から天然ガス、アクセスと透明性ということで、これについても大手が所有いたしますパイプラインへのアクセスにつきましては関係の規則、または託送料金の算定方法についての規則、こういった点について制定を既にしております。また、この条件や料金表については約款ということで外にもオープンにしてよいということが決まっているところでございます。

それから遺伝子関係の特許範囲の明確化ということで、これは経団連の方から御要望が出ておりますけれども、これにつきましても特に生物関係の発明につきましては審査基準を昨年8月に改定を行っております、これはるる改定をするということを特許庁に言っておりますので、これも措置済みかなと考えているところでございます。

最後に、クリーンエネルギーの自動車普及事業の対象除外規定の見直しということでございまして、これは経団連、自動車工業会等々から出てきておりますが、これは従来エネルギー庁の方で補助金事業ということで、クリーンエネルギー車に対してはその導入をした会社について補助金を出していたのですが、その自動車製造業やディーラーについては、これは対象外としていたわけでございます。ただし、一部、他社銘柄の自動車、例えば日産のディーラー店がトヨタのクリーンエネルギー自動車を導入するようなケースの場合には補助金の対象としてもいいじゃないかという御要望でございますけれども、これにつきましては昨年の12月の申請分から認めるようにしたということが決まったようでございます。簡単でございますけれども、私からの説明は以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御説明につきまして、また4月以降のことも考えまして、新年度の検討課題などを含めた今後の当会議の運営方針等につきまして、御意見がございましたら、どうぞ御自由に発言をお願いしたいと思います。お手元の今の資料の次に、今日御

欠席の高原委員と八代委員から、今後の進め方、検討方針につきまして既にペーパーが提出されております。これも御参考に御議論をいただければと思います。それではどうぞ。

○八田委員 今後の進め方についてなのですけれども、この間、非公式な新年会の際に宮内さんが、何か今後のことも考えてくださいということをおっしゃったので、私は昨年との関連づけで考えたのですが、1つの候補としては、例えば横断型の規制改革というものではどうかと思ったんです。

というのは、例えば医療と農業というようなことだと、それぞれで挙げますと一つひとつの省を担当するということになってきますが、例えば株式会社の参入というような形でくりますと1つの共通のテーマがある。それから規制されている産業で、例えば電力とかガスとかは、結局は電力の場合は発送電分離とかいうふうにしてもやはり上下分離、エッセンシャル・ファシリティと、それから競争できるところの分離をきちんとやろうというような考えがございますが、電力でもガスでも、それから通信でも放送でも、高速道路、鉄道、ありとあらゆるところで規制されている産業でエッセンシャル・ファシリティと、それから競争できるところを分離すべきではないかというようなことがあると思います。したがって、そういうくくりというものもあると思います。

それから、更にはいろいろな形で今、公的な企業を民営化することの可能性が探られているわけですが、例えば水道事業を何とか民間の企業にやらせたいというのがございますし、それからそれと関連してごみ施設というのもございますし、あるいは保育所などということもあると思います。それがプライベート・ファイナンシャル・イニシアチブと言われたようなPFIというようなこともあります。近ごろではPPP、プライベート・パブリック・パートナーシップというようなこともあるようですので、そういう言ってみれば広い意味での民営化の在り方というようなくくり方もある。

いろいろな例を考えてまいりますと、各省庁横断的にかなり共通の規制改革のテーマというのがあるのではないかと思いますので、これまである程度、個別の問題についてやってきた。去年は生活重視型をやったわけですが、今後、もし今年でなければいつかこういう横断的な規制改革というのは一つのテーマではないかと思いましたので、ひとつアイデアとして述べさせていただきます。

○宮内議長 ありがとうございます。鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 今の八田委員の話に対しては私も全く賛成でして、これまで横断的に取り扱ったのは実は2回あるんです。1つは横断的に需給調整規制を廃止するというものでありまして、もう一つは横断的に資格制度というものを見直すというので、やはりそういう目で見えていくとなると、それはそれとして成果が出てくるということではありますので、私はそれは非常に面白いのではないかと思います。

また、医療の問題にとっては今年の非常に重要な問題というのは、いわゆる医療機関について株式会社の参入という問題、これも去年、宮内さんにどうしても解決しろと言われたけれども、ちょっと今年は勘弁してくださいで来年度に送っておりますけれども、実は

その議論をやっている最中に、教育に株式会社が入るんだったら医療も受けようじゃないかなどという議論が現実に出ているんです。

どちらが先か、どちらが後かというのは議論のあるところでしょうけれども、しかし、要するにそういうようないろいろ遅れたというのか、経営のやり方について遅れたところは医療、農業というのが典型、あるいは教育、更に言うとな務関係も法人をつくったというけれども、どうして株式会社でいけないんだと、こういう議論はあろうと思いますので、こういうのを一回しっかり議論をして大体同じような頭にしておいて、そして現実の医療との中で教育もそうなるか、あるいはというような話をしていくというふうな進め方というのは意味があると思います。

そこで、そういうような横断的なものを6月ぐらいまでにある結論を出して、大枠をはめておいて、そして12月までには要するに現実に、そのまま決まってしまうとすればそれにこしたことはありませんけれども、医療ならば医療の中で株式会社の参入というのを認める。農業法人も今までのような形だけの農業法人化、株式会社化ではなくて、本当のいわゆる農業をやる事業会社が株式会社として農業をやるという仕組みにすることが必要で、私も非常にそのアイデアは面白いのではないかと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。今後の進め方につきましては次回の会議でも御議論をいただくという予定にはしておりますけれども、それも含めまして今日の御説明の内容も含めまして、何かコメントがございましたらどうぞ。

○鈴木委員 去年、神田委員を非常にもったいない使い方をしてしまったと言ったら失礼ですけども、結局金融だとか何とかというのは最初の6分野の中には入っていない。しかも、いろいろ細かいやることはいっぱいあるわけです。ですからあれを2月ごろ、4月ごろからスタートにかかっていたら、より深いものになっていたでしょうし、私も残りの個別分野をやったときにやはり時間足らずということになってしまいました。

時間足らずが必ずしも悪いかというと、結構時間足らずでもいってしまう場合もありますけれども、そういう問題もございましたから、私は今年は例えば去年のような6大分野というようなやり方を今の横断的な見方をやるというようなやり方で6月まで過ごすとしても、しかし個別の分野というものははっきり決めた上で、そしてその個別分野のテーマ探しというものは、助走期間は4月、5月からスタートしておいた方がやはりいいのではないかと。後で非常に忙しい思いをして、もっと突っ込みたかったけれども、突っ込む暇がなかったと。もっと相手のヒアリングもして説得もしたかったけれども、それもできなかったという経験もありますから、そういう点を6月までの前半の、例えば去年の6大分野集中型のような、あるいは今年の何かのテーマ、経済の活性化というものに結び付く規制緩和というふうに思いますけれども、それをしつつも、なお個別分野というのはやはり手をつけておかないと時間足らずに陥る危険性がある。

それから、本当にもっと必要なものがあって、だんだん規制改革も進んでまいりましたから、大物よりも小物にシフトしていくということはあるし、それはまた必要なこと

で、小物は範囲が小さいから小物というわけなんだけれども、しかしその範囲の少ない中においては大物なのです。けれども、それは技術的な問題も非常に加わってきて、結構時間がかかる問題もありますから、例えば車の高さの制限とか重量の制限などというのはかなり技術的な問題も加わってきますけれども、そういう問題というのも本当のフィールドにおける規制改革のありがたみを知ってもらうためにはやはり意味のあるものですから、そんなことも含めて小物と言っただけではありませんけれども、個別の中の個別というようなものの中に入っていくためにもスタートを少し早くかけた方がいいのではないかと私は思います。

○宮内議長 生田さん、どうぞ。

○生田委員 2点だけ感想を言います。1つは、こういうタイミングですから、景気浮揚、雇用創出、こういうものにつながる分野にできるだけエネルギーを集中的に入れて、それをどう改革していったら、あるいは規制を改革していったらどれだけよくなるのかというのを、少し政治の分野に絡んでくるのかもわからないけれども、見えるような格好で努力したらどうかというのが1つです。

2つ目は、昨年来環境をやったのですが、先ほどから話に出ている各省にまたがる共通の問題というのは非常に痛切に感じました。特に環境というのは行政の中でも新しい分野だから、非常に各省に絡んでくるんですね。例えば、CO₂にしても土壤汚染にしても、環境省は無論のこと経済産業省、農水省、国土交通、総務省から財務省は当然出てきますし、場合によったら警察まで出てくるということですから、ど素人の私ども数人がプロ20人ぐらいに囲まれてやるということになるのですが、縦割行政はうまくいくときは大変いいんだけど、大きなテーマで政策的に物を進めていくときは、縦割行政そのものが非常に大きな最大のシステムティックな規制になってしまう。現になっている面があるのではないかと思います。これをどうやって解いていくかというのは多分、環境などは一番他省にまたがる問題が多いところだとは思いますが、ほかも同じだと思うので、これはこういうシステムティックな結果として出てしまっている規制というものをどう解いていくかというのを考えるべきではないかと思います。要するに、縦割りを非常にうまく一生懸命やっていたら、それぞれは合目的であっても、結局最近の言葉で言えば合政のこういったものでは全体が進まない、あるいは間違えることがあり得るという気がしました。

それからもう一つ、それだけ多くの省に絡まれる環境省の方は大変よくやっておられて、ものすごく努力していらっしゃると思うんだけど、新しい省で歴史を背負っていらっしゃるだけに、各省に囲まれたときになかなか遠慮しているような気がします。だから、今度強力大臣が横に移られましたけれども、もう少し環境省にきちんとした多省を引っ張っていき力をつくってあげたら、各省がうちはいいいけれども、こっちはだめというような問題が整理されていくのではないかなと思いました。

○宮内議長 どうぞ、清家さん。

○清家委員 これは規制改革会議の範囲に入るのかどうかちょっとよくわかりませんが、一般的には規制改革というのは事前規制から事後的な監視ないしは紛争処理システムへということだと思いますけれども、私が去年参加させていただいて以来は、主に事前規制をどのように撤廃していくかということを中心に議論してきまして、それに代わる事後的な監視システムとか、あるいは紛争処理システムはどのようにあるべきかということについてはほとんど議論してきていないような気がしますので、それは規制改革会議とはまた別のところでやるべきことなのかもしれませんけれども、もしその規制改革が事前規制から事後的な監視ないしは紛争処理ということであれば、その後の方の部分も少し議論をした方がいいかなと思っています。

○宮内議長 今おっしゃったことは、決してこの会議の中へ入っていないということでは全くないのではないかと思います。八田さん、どうぞ。

○八田委員 今、清家さんがおっしゃったことに関連しまして、先ほどエッセンシャル・ファシリティーと競争的な分野という話をいたしました。例えば電力の場合、ある程度、部分自由化が始まったわけですが、新規参入者はもう今の制度の下で電力会社がかなり独占的に動いているというふうな不満がございまして、この間の電気事業の分科会でも随分、そういうことが出ていた。

ところが、今の仕組みではそういう不満を独禁法で公取が裁くということになっておりますので、非常に時間もかかるし、個別具体的な問題に対して対処できない。となると、本当ならばアメリカのファーク、連邦あるいは規制委員会のようなものがあって、事後的な規制を非常に的確にやっていくような組織が必要なのではないかと思えます。そこになると本当にここと密接に結び付いているけれども、行政改革というようなことに関連するのかもしれませんが、しかもそれがガスについても電気についても、先ほどのお話に出たような通信とか、そういうことでも、やはり新規参入者は不満があったら、それを全部独禁法で一般法でもってやるというのはなかなか難しい。それを十把一からげにまとめたような、本当ならば組織が必要なのではないかと思いました。

それを、この政府の中でどこから言い出すのかということなのですが、恐らくはそういう必要性をこういう会議から指摘していくということが、ある意味では自由な立場だけに、いきやすいのではないかと考えております。

○宮内議長 以前の規制改革委員会的时候には、公正取引委員会の機能強化ということで、この競争政策の一番中心にある公正取引委員会に対して相当な意見を申し上げたという例もございまして、今、少し離れてしまっておりますけれども、IT戦略本部においては情報通信分野の監視機構をどうするかということについて、かなりの議論が行われているということもございまして、今おっしゃったようなことは競争政策が実効あるために必要な部分でありますから、非常に重要な事項ではないかと私は思います。

○鈴木委員 今の件については去年のエネルギーの中で、要するに監視機関というものをつくれということはもう提言済みであって、これは今回織り込んでいただきたいのです。

それで、それをどこに置くのかということは随分議論はしましたけれども、結局エネルギーのグループとしての考え方としては、公取一本に集中するというのはいかがなものかと、という考え方から、公取も公取の独禁法のみで見ると。しかし、事後規制監視ということをするのをそのエネルギーにおいてやる。では、それをどこに置くのか。ここまでは私どもの触れる問題ではないと思って触れませんでしたけれども、しかしやはりこれは通信でも起こってくる問題ですし、それから恐らく運輸にもそういうような問題が必要であろうかと思うのです。まだそのほかの分野もあるかもしれません。だから、まさしくこれは既に提言されている問題でありということですから、規制そのものだ、監視そのものだと私は思うのですけれども。

○石原大臣 今の八田委員と鈴木委員の点は非常に私も関心がございます、1月にオーストラリア政府の招待でオーストラリアへ行ってきましたが、あそこはやはりACCというのとNCCCというのですか、片方が公取で片方が競争政策をやるといふふうに分かれているんですね。やはりそういうものがないと、特殊法人改革とも一緒なのですから、公営企業群も実はそのところで民間企業と一緒に競争をさせたり、電力みたいに後から入ってきたものも同じ条件で競争しているかどうかを監視するというようなことができないと思います。

そのチャンスは、総理もはっきりおっしゃっていますように、公取を総務省から内閣府の方へ持っていこうということを考えていますので、そのときまでにやはり総合規制改革会議の方から声を挙げていただかないと、閣内で私もそういうこととSECをつくらなければいけないという話はあるんですけれども、必ず相打ちでつぶされてしまうんです。ですから、やはりこの総合規制改革会議は総理の直属機関でありますので、そういう意見をまとめていただくというのは非常にプラスになると思います。

それともう一つ感じましたのは、個人的な中傷ではないのですけれども、やはり公取の委員長というのはかなり影響力があって、その人がジャッジメントしたら独禁法の世界でも動くぐらいな競争政策に関心がある人がいないと、今の組織だとやはりなかなか、私も酒問題の小委員長を党の方で5年間やって、不当廉売でやっつけろやっつけろと言ってもなかなか動かないみたいな組織的な問題がありますので、それは是非、今みたいな議論を詰めていただいて御提言いただければという印象を持っております。

○宮内議長 ありがとうございます。先ほど鈴木さんがおっしゃいました去年のやり方の話ですけれども、思い起こしますと去年は動き出したのが5月の末ぐらいでして、重点6分野というものに集中したということから、その他の分野についてはなかなか力が注げなかったという限界があったと思います。その他の分野というのは経済全般にわたって、これはかねて規制改革がやってきた分野が多いわけでありましたが、その中でもやはり何とか規制の壁は崩したけれども、それが非常にスムーズなものになっていない部分が非常に多いのではないかと。

そういうふうになりますと、やはり本年度は出足を早くやるということでない限り、広

い範囲のものをつかまえていくということはなかなかできにくいと思います。そういう意味では、2月でこういう議論が既にできているということは、少なくとも去年よりはかなり出足がいいのではないかなという気はするわけですが、これはまた範囲が広がるということで、この会議にとりまして大変ヘビーな課題になるかと思いますが、世の中の期待は昨年から更に大きく膨らんでいるということもあるし、期待だけでなく必要性もあろうかと思いますが、この会議の責務というのは増えこそすれ減っているところは全然ないのではないかという感想でございまして、そんな気がいたします。

○鈴木委員 一番忙しいときに、その6分野を2か月ぐらいの間でわっとやっつけてしまえという話で、むしろ去年は他の分野にとってはきつかった話です。だから、例えば6大分野をやっている間でも、それは助走期間としてやっつけていけばそれだけの蓄積が出て、もう少しその奥行きなり幅のあるものがやれたかもしれない。もちろん今年やればいい話なんですけれども、そういう感じがしますから、なるべく早くスタートをかけた方がいいということは、再三ですけれども申し上げておきたいと思います。

○宮内議長 森さん、どうぞ。

○森委員 日本では観光も海外からの観光客誘致等が非常に遅れていて、観光産業が諸外国に比べて1けたも2けたも小さいという状況があります。この原因はいろいろあるのでしょうか、出入国管理法とでも言うのでしょうか、その辺が非常に厳しいということもあるようですね。それから、カジノみたいな各国で認められているものを認めない。これを認める法律が何だかはっきりしないとか、風俗営業法か何かみたいなもので取り締まっているんだかないんだかという点などはあります。

緩和なのか、改正なのか、新設なのか、よくわかりませんが、ゲーミング法みたいなものをつくるとか、それから出入国管理の方の関係で勉強に来づらいということも事実あるようですが、それを悪用して就労してしまうということがあるのも事実のようですが、その辺を十分に取り締まる法律ですとか、何か欠けているのかと思うのですが、検討すべき事項ではないかと思います。

○奥谷委員 今度の構造改革というのは、ひとつ国民の皆さんにとってもっと期待が大きく膨らんでいると思うんです。その中で、この規制改革の部分というのが3か年計画ということになっていくと何となくトーンダウンしていくような、薄まっていくような気がしてならないのです。これに出ていますし、いろいろ先ほどから御意見が出ていますが、株式会社形態へ積極的に導入みたいなものをぼんと打ち出して規制改革をすることによって新しく産業が変わって雇用創出ができるみたいな、何か目玉になるようなものを強く打ち出さないと、規制改革をやっている我々も規制改革、規制改革ということで疲れていくような、もういいんじゃないかみたいな、そういう気分になっていく感じがするんです。

ですから、めり張りをもっとつけていかないと、いろいろな問題はありますけれども、何をプライオリティーにして一番先へぼんと出していかかというのを決めないと、先ほどの独禁法の例えば監視するものをつくっていくということも必要ですし、この規制改革委

員会として2月からやらなければならないこともあるのでしょうかけれども、そのプライオリティーの目玉みたいなものをやはり出さないと、小泉さんが構造改革、構造改革と言っても一体何が出てくるのだろうかみたいな、ましてや規制改革委員会の方もやっていて6分野は出たけれども、その後フォローしながらでも次というものがずっと先細りしていくような感じがします。

農業問題一つを取っても、これは農協の問題も入ってきますし、やろうとしてもひと筋縄ではいかないと思うんです。そういったことを本当に真剣にやっていくのかどうかということも考えてプライオリティーをつけないとまとまらないのではないのかなという気がします。

○佐々木委員 今まで出てきた意見はすべて大体賛成です。それで、ちょっと違う角度からだと、この規制改革会議での進み具合や、ここでの熱意ですね。皆がこれだけ一生懸命やっているということに関して、なかなか世の中に伝わっていないような気がしてならないのです。

専門の記者の方だったり業界の方は一部一部見ているかなと思うのですが、やはり規制改革というものがこの国の活性化だったり、一人ひとりの生活にどれだけプラスになるのかというメッセージが、去年はどこまで伝わったんだろうかという感じがしてならないのです。ですから、大きな私たちのミッションというのは、市場を活性化することでもあるかと思うのですが、私のところなどはよく取材に見える方が保育園の話とか、そういう話で取材に見えるので、余計に要するにビジネスが生まれれば良いと皆、思っているんですか。お金もうけをする人がしやすくするというのを規制改革会議がやっているのかというの一番多い質問で、いや、そうじゃなくて一生懸命私も思いを語るわけですから。ということは、このステップ2に入っていく中で、私の認識が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、市場を活性化するというふうに言ったときに、ビジネス界にいる人たちにとって聞こえることや、政府関係者の方に聞こえることと、生活をしている人たちにそれがどう響くかということがちょっと違いがあるようにも思えますので、ちょっと今までの皆さんの発言と違う視点で申し上げているのですが、ここでの新着情報をどういうふうに伝えるのかとか、どんなふうに表示していくのかとか、何をやろうとしているのかというテーマがきちんとわかりやすい形で打ち出るとか、それが「国民も」とか言わないで「私たち一人ひとりの」みたいな、その辺というのは本当に出し方、表現の仕方かと思うのですが、そこをもう一度明確にしたり、言葉にしたりして、そしてそれを定期的に出し続けることが、去年あんなに忙しく皆さん時間を使ってやった割に、私の周りには、何をやっているんですかという感じで余り認識していないというのは残念でならないので、そこが今後の流れの中で伝わるように、わかりやすいように改革が表に出ていったらいいなと、初めの設定の部分からそういうことが考えられていたらいいなと思います。

○熊代副大臣 内閣副大臣として申し上げるわけではないのですが、組織人として申し上げるわけで、一人の衆議院議員としまして申し上げさせていただきたいと思っております。

一つの切り口としまして、タブーとか規制関連へのチャレンジというのはあってもいいような気がするんです。それで、自由民主党で前回の参議院選挙の前にアンケートを取りまして、何が一番してほしいか、何が一番関心事項ですかと聞いたら、生活の安全の確保だというわけですね。それに対して3年間で警官を1万人増やしましょうということを答えたのですけれども、警察官というのは例えば殺されそうな人を守るわけではないんです。殺されたら後は的確にとらえましょうという話なんですね。ちょっと極論ではありますがけれども。

それで、ドイツに8月に行きましていろいろ聞いたのですけれども、アメリカ、イギリスは当然そうですが、ドイツでも初めて私は知ったのですけれども、厳格な試験の下に銃を持つのを許されるんです。個人が銃をちゃんと扱える。それから、その人のこれまでの社会経歴がいいとか、使う目的がいいことである。例えば警備会社で働くとか、探偵だとか、どうも危険にさらされているとか、そういう人は許可になるわけです。

そういうことで、これは我が社会ではタブーでありますけれども、しかし考えてみれば、江戸時代は武士は皆、刀を持っていたということでありまして、海外に住まれた方は多いと思いますが、私もニューヨークに3年ほどおりましたけれども、悪人が銃を持っているのは危険だと思いましたが、善人が銃を持っているのは危険だとは夢にも思いませんでした。ところが、日本は善人が銃を持つと、それは銃社会になって危険だと、こういうものばかりが出るわけです。これは一つのタブー、固定観念だと思うんです。これを破らないと、日本ほど安全に犯罪が起こせる国はないということで大変高い評価をいただきまして、日帰りで犯罪者がいっぱい日本に来るといふこともあると思うんです。

ですから、これはなかなか過激な話でございますから、大変しっかりと御議論いただく必要があると思うんですけれども、この場でも議論の一つに加えていただければ大変ありがたいと思います。私は個人的には過激だとは思いませんけれども、過激だと言う人が多いのです。是非タブーへの挑戦ということも御議論に入れていただければありがたいと思います。

○宮内議長 河野さんどうぞ。

○河野委員 今日、資料3をいただいたのですけれども、これは措置を既にしていただいている対応状況の一覧のようなのですが、逆に言うとこれ以外の対応はできなかった案件というのは別にまとめてあるのでしょうか。措置済みの一覧はここにあるわけなのですが、一般の方なりほかのところへ出されて、措置ができないものの一覧みたいなものがあるんですか。

○宮川室長 毎年4月にこういった分厚いものを用意しております、これは大体、去年の3,000ほど入っているのですが、すべての要望についてやりますというのと、やれませんかというのと今、考えていますという分類分けをしまして全部入れております。これは4月にオープンになる資料でございます。今、我々はそういう意味では各省庁といろいろ議論をしている最中でございますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。4月

にはオープンになります。

○坂政策統括官　そういう意味では、この資料3というのはあの資料にいずれなるものの、やれますというものの一部という感じになるわけです。

○河野委員　今お見せいただいたのは、去年の4月のですか。

○宮川室長　そうです。ですから、今年の4月もまた……。

○河野委員　不勉強で、今年の4月にそれを我々見たわけではなかったから、ちょっとレベルが違うところが入ったような気もいたします。

○宮川室長　わかりました。

○米澤委員　今の点に関連するんですけども、先ほど冒頭の部分で事務局から御説明があった当面のスケジュールという資料1のところで、3月の中旬の会議のところで一次答申フォローというのがございますね。これは、今回12月に作成した一次答申が、特に私の関係ですとこの一次答申の中に13年度中に措置をするとか、13年度中にどうかということとははっきり盛り込んであるものがあるので、それについてのフォローをして調査していただけるということなのではないでしょうか。質問でございますけれども。

○宮川室長　これにつきましては私は舌足らずで申し訳なかったのですが、資料1のフォローアップ等の一番右のところに答申フォローというのがございまして、実はこの3か年の改定作業を行う中で13年度も含めて全体にやれるというものは全部組み込んで短冊をつくることにしております、その中で各省庁で実際に一次答申ではこう言っているのだから、では具体的にどういうことをやるのだということ全部、今これから洗いざらい調整をさせていただくということでございます。そういう意味では、3月の上中旬に省庁と調整して、そういった具体的な結果もそこに盛り込まれるということでございます。

○米澤委員　ちょっとよくわからないんですが、この3か年計画がありますね、これは、要するに今回の答申を受けてもう一度リビジョンをするということなのですか。

○宮川室長　ちょっと複雑なんですけれども、実はこの会議ができる前に、去年の3月に、一度3か年計画の一番新しいと言いますか、初年度版というのができておまして、これを今回一次答申を盛り込んだ形で改定をする。それで、来年また再改定をするということございまして、3か年これをローリングして新しくしていくということございまして、そういう意味では今回は改定という作業なわけでございます。

○森委員　ちょっと質問をよろしいですか。実は、消防に関する厳しいいろいろな指導や何かございまして、そのために我々としては要らざる設備とか空間とかいろいろ取られるものですから、これについて建築審議会で改定しようではないかと言いましたら、これは建築審議会の対象事項ではなくて、消防法は自治省の対象だということできないということになったんですが、ここの規制改革委員会ではどこのセクションからこれを上げたらいいものなのではないでしょうか。

○宮内議長　それは、どういう観点からでもいいのではないのでしょうか。例えば、この前身委員会では例のガソリンスタンドのセルフサービスというのを取り上げて、随分消防庁

とやり合いをしたりしたわけです。そういう歴史もありますし、それは建築という観点から攻めるというやり方もあるのではないかと思います。

○森委員 建築で安全と言うと都市再生の方か何かの委員会でもよろしいんですか。

○岡本審議官 消防法で火災という話ですと保安みたいな話でしょうし、それから例えば、いろいろな機器の安全基準であれば多分基準認証の議論もあるかもしれませんし、今おっしゃったようなお話でいけば住宅なりビルの建築規制についてどう考えるかという観点から論議をしていくことになると思います。

○鈴木委員 私の記憶では、ガソリンスタンドは運輸でやって、天ぷら油は危険物というグループをつくってそこでやったという感じがします。ですから、消防の問題は今、建築都市再開発に関連するのだったら都市グループでおやりになったらいいのではないかと思うんですけれども。

○坂政策統括官 その前の補足を少しさせていただきますと、お手元に規制改革推進3か年計画というのがございますが、これは昨年3月30日に政府として閣議決定したものでございまして、前規制改革委員会の御意見というものも踏まえてこれはできているわけです。これは一応3か年分になっているのですが、例えばこの3ページをごらんいただきますと、3ページの2というところに総合規制改革会議による規制改革への抜本的取組みという項目がございまして、そこで内閣府に設置される総合規制改革会議はいろいろなことをやるんだと、審議を行うと共に本計画の実施状況の監視を行うと。監視というのは先ほどのフォローアップの話なわけですが、本計画に掲げられた云々で、また本計画は総合規制改革会議における審議結果等を踏まえ、改定するものとするというふうに、もともとそういうふうに改定するという話が組み込んであるんです。

それで、その改定作業というのはどういうふうにするかということ、基本的にはこの前いただいた一次答申を去年の12月18日に閣議で尊重して、この改定をしますよと。それから、同時に政府として諸政策をいろいろ展開していきますよという閣議決定をしておりますので、その改定をするという作業を今やっていますということでございます。

それで、先ほど室長が言いましたように、恐らく来年の今ごろも同じような作業をまたすることになるでしょうと、こういうことでございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。特にございませんでしたら、今日の御意見も踏まえまして、次回には新年度のテーマということを主に議論したいと思います。それまでに事務局でたたき台を作成していただきたいと思いますので、今日の議論ももちろんそれを踏まえませんが、これからいろいろ来年のテーマにつきまして、こうあるべきだという御意見がございましたら、是非20日を目途にいただきまして事務局までメール等で追加御意見を賜りたい。そういうものも含めまして、たたき台を基にしまして次回に御議論をしていただくということにしたいと思います。

そういうことで、何か最後に事務局より連絡事項がございましたらどうぞ。

○宮川室長 次回の開会日でございますが、これはちょっと先ほど申し上げましたように

各省の調整等々もごございますので3月上旬ということで、また別途事務局の方から御連絡をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○宮内議長 熊代副大臣、特にコメント等はございませんか。

○熊代副大臣 先ほどのお話は規制改革かどうかと思われる人がいらっしゃるかもしれませんが、銃の規制の改革でございますので。

○宮内議長 それでは時間でございますので、以上を持ちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。